

令和7年度進路達成支援事業進路達成セミナー委託業務仕様書

1 委託業務名

令和7年度進路達成支援事業進路達成セミナー委託業務

2 施 行 地

宮城県内高等学校

3 施 行 期 間

契約締結日の翌日から令和8年3月13日（金）まで

第Ⅰ期を契約締結日の翌日から令和7年9月30日（火）まで、第Ⅱ期を令和7年10月1日（水）から令和8年3月13日（金）までとする。

4 業務の目的

生徒に対して自らが社会でどのような役割を果たすべきかを考えさせるとともに、進路を主体的に選択する能力・態度を育成し、希望する進路の実現を図ることが大切である。県内の高等学校卒業生の就職内定率は東日本大震災以降、全国平均を上回る高い水準で推移している。一方で、卒業後3年以内の離職率が高い現状にある。

そこで、各種セミナーの企画・立案・運営等の業務を委託することにより、就職を希望する生徒に対して早い段階において就業意識の向上を図る。また、試験前から内定後の入社までの準備を支援し、保護者に対しては、高校生を取り巻く就職環境を理解してもらうことで定着率の向上を図ることを目的とする。

その他として、1・2年次生を対象に早い段階で、将来について考えを深めさせ職業選択に役立てる。

5 施 行 仕 様

本業務の仕様は、以下に示すものとする。

（1）事業内容

イ 就職達成セミナー

就職希望の卒業年次生徒を対象に、就職試験前に就職ガイダンスや模擬面接指導を行い就職試験に役立てる。

ロ 高校生の就職を考える保護者セミナー

保護者を対象に、正しい就職の知識や高校生を取り巻く就職環境などの理解促進に役立てる。

ハ 高校生入社準備セミナー

就職が内定した生徒を対象に、社会人に求められる基礎的なマナー・知識を身に付けさせ、入社後に感じるギャップを和らげ、離職を防ぐ。

ニ 将来セミナー（1・2年次生徒対象）

卒業年次生になる前の段階において、講話等をとおして将来の職業選択に役立てる。

（2）開催内容

イ 就職達成セミナー

（イ）参集型（7月上旬～9月上旬）

就職希望の卒業年次生徒に対して、以下のプログラムを1回につき3時間程度で実施する。

① 就職ガイダンス

民間企業等が新規高卒就職者に求める知識や態度、社会人としての心構えや働くことの意義、フリーターと正社員の違いなどについて、1時間程度講義を行う。

② 模擬面接

実際の面接試験を想定し、服装指導、入退室挨拶作法、受け答えの仕方などを2時間程度指導する。参加生徒10人までを1グループとし、1グループあたり講師1人以上をあてること。

(ロ) Web配信型（8月中旬～10月下旬）

就職希望者のうち、オンライン面接試験の受験予定者に対して、オンライン採用面接における注意点や、効果的なアピール方法等についてのオンライン面接試験対策に関する講話を実施する。なお、講話内容は30分程度の動画にまとめ、Web配信する。

ロ 高校生の就職を考える保護者セミナー（以下「保護者セミナー」という。）（7月～2月）

高校生の就職の現状を知ることにより保護者としてできることを考えるなどの講話を実施する。なお、講話内容は30分程度の動画にまとめ、Web配信する。

ハ 高校生入社準備セミナー（以下「入社準備セミナー」という。）（11月下旬～2月）

就職が内定した高校生を対象に、キャリアカウンセラーや社会保険労務士など専門の講師により、社会人のビジネスマナー、コミュニケーション、お金の管理、レジリエンスなどについて、2時間程度の講話を実施する。

なお、社会人のビジネスマナー、コミュニケーションについては、ロールプレイングなどを交え、実践的に学べるように配慮する。

ニ 将来セミナー（6月～3月）

1・2年次生を対象として、職業や産業に対する知識や現状等を学び、将来の職業選択に役立てる。仕事に対して職業選択に役立てるため、2時間程度講話等を行う。

(3) 開催場所

宮城県内高等学校を基本とするが、学校以外の会場で開催する場合は、公共交通機関を利用しやすい会場を受託者が確保する。

(4) 開催回数

イ 就職達成セミナー：18回（学校開催18回、Web配信型1回）

ロ 保護者セミナー：Web配信型2回（第Ⅰ期1回、第Ⅱ期1回）

ハ 入社準備セミナー：21回（学校開催21回）

ニ 将来セミナー：21回（学校開催21回）

(5) その他

イ 高校教育課は、実施要項及び開催案内を作成し高校へ配布する。

ロ 受託者は、実施校と日程や受講者などの調整を行い、実施校および委託者に受講決定通知を行う。

ハ 受託者は、テキストを作成し、受講者からはテキスト代を徴収しない。

ニ 受託者は、アンケートの作成、配布と回収を行い、集計結果を委託者に提出する。また、アンケートの内容、報告形式については、委託者と事前に協議する。

ホ 受託者は、委託者に対して、以下の時期に委託業務の実施状況を報告するものとする。

〔就職達成セミナー〕令和7年10月中旬

〔保護者セミナー〕第Ⅰ期・令和7年10月中旬、第Ⅱ期・令和8年2月27日

〔入社準備セミナー〕令和8年2月27日

〔将来セミナー〕令和8年3月13日（途中経過を令和7年10月中旬に報告すること）

ヘ 受託者は、セミナー開催の都度、実施校に対し、実施報告書（様式及び提出時期は委託者が別途指示する。）を配布し、委託者に提出させる。

6 委託金支払

委託契約書に従い、仕様書に定める第Ⅰ期の委託業務完了後の検査合格後に、支払い計画書に基づく第Ⅰ期分の支払いを行う。また、第Ⅱ期の委託業務完了後の検査合格後に残額を支払うものとする。

7 その他

- (1) 講習内容及び生徒への指導方法・受講人数等について、委託者は、事前に実施校と講師の十分な打ち合わせを行い柔軟に対応すること。
- (2) 特別の事情が生じた場合、双方協議の上、委託条件を変更することがある。
- (3) 実施にあたっては、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (4) 各セミナーの実施回数については、下回らないようにすること。